

発議第 3 号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 7 月 7 日

瀬戸内市議会議長 平原 順二 様

提出者 議会運営委員長 原野 健一

（提出の理由）

近年の男女共同参画の状況に鑑み、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正するもの。

瀬戸内市議会規則第 号

瀬戸内市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会会議規則(平成16年瀬戸内市議会規則第1号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>○瀬戸内市議会会議規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 11 月 9 日 議会規則第 1 号</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>○瀬戸内市議会会議規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 11 月 9 日 議会規則第 1 号</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>